

評 議 員 名 簿

(令和5年4月1日現在)

役職	氏名	生年月日	郵便番号	住所	就任年月日	任期満了時期	親族等特殊関係者の有無 (注1の該当番号を記入)		選任のための資格又は職業等
							親族	その他特殊な関係者	
評議員	田中 靖一				令和3年6月17日	令和6会計年度に関する定時評議員会の終結の時			
評議員	赤迫 康二				令和4年10月1日	令和6会計年度に関する定時評議員会の終結の時			
評議員	太幡 光男				令和3年6月17日	令和6会計年度に関する定時評議員会の終結の時			
評議員	青野 弘美				令和3年6月17日	令和6会計年度に関する定時評議員会の終結の時			
評議員	村上 将司				令和3年6月17日	令和6会計年度に関する定時評議員会の終結の時			
評議員	中村美恵子				令和3年6月17日	令和6会計年度に関する定時評議員会の終結の時			
評議員	青木 智子				令和3年6月17日	令和6会計年度に関する定時評議員会の終結の時			

(注1) 各評議員又は各役員と特殊な関係にある者

①配偶者

②三親等内の親族

③厚生労働省で定める者(規則第2条の7、第2条の8)

i 当該評議員又は理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者

ii 当該評議員又は理事の使用人

iii 当該評議員又は理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii又はiiiの配偶者

v i～iiiの三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

vi 当該評議員又は理事が役員(注)若しくは業務を執行する役員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員

(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。)

(注)法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

vii 他の社会福祉法人の役員又は職員

(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)

viii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。)

・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人